

令和5年7月14日
スポーツ庁

平素から、スポーツ行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。

この件について、国税庁、財務省より、各省庁に対し、周知依頼が送付されましたのでお知らせします。

各団体におかれましては内容についてご了知いただくとともに、加盟・登録団体等に対しても周知いただきますようお願いいたします。

また、特に、プロスポーツ関係団体、中央競技団体等におかれては、所属のアスリートやトレーナー等に対し、適切な周知をお願いいたします。

(参考)

【スポーツ庁HP】消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始について
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00011.html

